

	書 類 名	第5条	第7条	第5条	第7条	第5条	第7条	第9条	第10条	第9条	第10条	第14条	第14条の2	第17条	第28条
		Ⅰ型		Ⅱ型		設計		改修		除却		変更承認申請	交付変更申請	工事着手届	交付請求
		交付申請	実績報告	交付申請	実績報告	交付申請	実績報告	交付申請	実績報告	交付申請	実績報告				
1	委任状（手続きを委任する場合のみ）	○		○		○		○		○					
2	付近見取図	○		○		○		○		○					
3	誓約書							○							
4	建築年次が確認できる書類 ※1 ※11	○		○		○		○		○					
5	建物所有者が確認できる書類 ※2 ※11	○		○		○		○		○					
6	補助事業者の住所が確認できる書類 ※2 ※11	○		○		○		○		○					
7	居住者全員の同意が確認できる書類（貸家の場合のみ）									○					
8	住民票（申請者が法人の場合は不要） ※11							◎※3							
9	課税（所得）証明書（補助事業者）※4 ※11			◎※5		◎※5		◎							
10	課税（所得）証明書（補助事業者を除く世帯全員） ※11							◎							
11	市税（市民税、固定資産税、都市計画税）の納税証明書 ※11 ※13							○		○					
12	見積書（補助対象部分のわかるもの）【写し】	○		○		○		○	▲	○	▲	●	○		
13	実績説明書		○		○		○		○		○				
14	耐震診断・耐震改修計画の説明について		○		○		○	○				●	●		
15	改修(除却)計画書							○		○		●	●		
16	既存状態の耐震診断書（現地調査写真含む）		○		○	□		○	▲	□		●	●		
17	建物現況図				○		○	○	▲			●	●		
18	改修後の耐震診断書				○		○	○	▲			●	●		
19	改修計画図（工事の見積書を含む）				○		○	○	▲			●	●		
20	写真（事業の成果がわかるもの）								○		○				
21	建築士の資格証 ※6	○	▲	○	▲	□	▲	○		○※12		●	●		
22	耐震診断技術者の資格証（木質系工業化住宅の場合を除く）	○	▲	○	▲	○※7	▲	○		○※12		●	●		
23	補助金額算出書	○	▼	○	▼	○	▲	○	▲	○	▲	●	○		
24	請負契約書【写し】 ※11				○		○		○		○	●	○		
25	領収証【写し】※8 ※11		○		○		○		○		○				
26	支払いを証明する書類【写し】※8 ※11								○		○				
27	建築確認済証及び検査済証等【写し】※9	◆		◆		◆		◆	▽						
28	工事に未着手であることを証する書類							△						○	
29	その他、市長が必要と認めるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
■建物を取得する場合															
30	所有権の移転が確認できる書類（売買契約書等） ※11	○		○		○		○							
31	建物の登記事項証明書（所有権移転後のもの）※10 ※11		○		○		○		○						
■所有者の配偶者又は一親等内の親族が補助事業を行う場合															
32	補助事業の実施に関する、補助申請建物の所有者の同意書（実印の押印が必要）及び印鑑証明 ※11	○		○		○									
33	補助事業の実施に関する、補助申請建物の所有者全員の同意書（実印の押印が必要）及び印鑑証明 ※11							○		○					
34	戸籍謄本等（所有者との関係が判るもの） ※11	○		○		□		○		□					
■建物が共有名義や区分所有となっている場合															
35	補助事業実施に関する、補助申請建物の所有者全員の同意書（実印の押印が必要）及び印鑑証明 ※11							○		○					
36	補助事業の実施に関して、補助申請建物の各住戸の所有者の同意が確認出来る書類（区分所有となっている場合のみ） ※11	○		○		○									
■建物が相続の対象となる場合															
37	補助事業実施に関する、相続権を有する者全員の同意書（実印の押印が必要）及び印鑑登録証明 ※11							○		○					
38	戸籍謄本・除籍謄本等（被相続人との関係が判るもの） ※11	○		○		○		○		○					
■長屋において、1以上の住戸の除却により切り離しを行う場合															
39	補助事業を行う年度の末日までに住戸を除却することが確認できる書類	○		○		○		○							
■消費税仕入税額控除を行う場合															
40	前年度の消費税及び地方消費税確定申告書の写し ※11	○		○		○									
■【代理受領】補助金申請者が補助金交付の請求及び受領を耐震事業者に委任する場合															
41	補助事業内訳説明書														○
■【リ・バース60】耐震改修利子補給制度を利用する場合															
42	【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書（様式27）							○							

◎：建物が昭和56年5月31日以前に建築された場合のみ

▲：第14条第5項に規定する軽微な変更があった場合のみ

▼：第14条第5項又は第14条の2第5項に規定する軽微な変更があった場合のみ

●：変更があった場合のみ

◆：非木造住宅の場合のみ

▽：建築確認申請が必要となる耐震改修工事を行う場合のみ

△：第9条第1項ただし書に基づき補助金交付申請を行う場合のみ

※1：平成12年に建築されたものにあつては、建築年月日が確認できる書類に限る

※2：他の書類において確認できる場合は省略することができる

※3：世帯全員の明記があるものが必要

※4：納税義務がない者であっても、省略することはできない

※5：住戸のすべてが貸家である場合は不要

※6：木造住宅（木質系工業化住宅を除く）の耐震診断技術者が、第2条第五号イ(3)に規定する資格を有する者であり、かつ、建築士事務所所属する建築士でない場合は省略することができる

※7：既存状態の診断をした者の資格証も必要

※8：補助事業者が、補助金交付の請求及び受領を事業者に委任する場合であつて、やむを得ない場合には交付請求時でも可

※9：非木造の場合、建築基準法関係規定等に適合していることを確認するための現地調査の結果を記載した書類等を含む

※10：建物の登記が完了していない場合は、売買契約の支払いが確認できるもの（領収書等）に代えることができる

※11：原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じたときには原本の提示を求めることがある。

※12：第2条第1項第十三号イ(2)に該当する場合は不要

※13：補助事業者と同一世帯に含まれる補助事業者以外の補助申請建物所有者全員の納税証明書も添付すること

□：補助事業を行う年度と同一年度に耐震診断費補助制度に係る第23条に規定する補助金額の確定が通知されており、かつ、交付申請の内容が第7条に規定する実績報告の内容と同じ場合は、省略することができる

□：補助事業を行う年度と同一年度に耐震診断費補助制度（Ⅱ型）、または耐震改修設計費補助制度に係る第23条に規定する補助金額の確定が通知されており、かつ、交付申請の内容が第7条に規定する実績報告の内容と同じ場合は、省略することができる

□：過去に耐震診断費補助制度に係る第23条に規定する補助金額の確定が通知されており、かつ、交付申請の内容が第7条に規定する実績報告の内容と同じ場合は、省略することができる